

春の交通安全県民総ぐるみ運動

実施期間 令和7年4月6日(日)～4月15日(火)までの10日間
(2025年)

- 運動の重点**
- ① こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践
 - ② 歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進
 - ③ 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底



SEE

＝見る＝

発見などをせず、前をよく見て、子供や高齢者を早期に見つけよう。
夜間は、発見が遅れがちになりますので、速度を抑えめにし、原則ハイビームで走行しましょう。
(先行車や対向車がいるときは、ロービームに切り替えましょう。)

SLOW

＝減速＝

道路を歩いている、自転車に乗っている子供や高齢者などを見つけた時は、急な飛び出しなどにも対応できるよう減速し、その動きに心の注意を払いましょう。

子供や高齢者に優しい

3S

スリー エス 運動

みんなで守る
交通ルール

みんなで防ごう
交通事故

STOP

＝止まる＝

危険を感じた時はすぐに停止しましょう。
また、横断歩道は歩行者優先です。子供や高齢者に限らず、横断している人や横断しようとしている人がいる時は、必ず停止しましょう。

明るい服装や
反射材を身に付けて
自分の存在を
アピール
しましょう!

ヘルメットは自分の未来を守るため

令和5年4月から全ての自転車利用者に対し、乗車用ヘルメット着用が義務づけられました。

ルールを守る!
命を守る!
交通ルールを守ることが
事故のリスクを
減少させます

みんながヘルメットをかぶる未来! OK!

栃木県優良運転者表彰

開催日時: 令和7年10月31日(金) 開催場所: 宇都宮市文化会館

表彰の種類

区分	免許を取得した期間
20年表彰	平成16年4月1日～平成17年3月31日
30年表彰	平成 6年4月1日～平成 7年3月31日
40年表彰	昭和60年3月31日以前に免許を取得された方

申請方法

- (1) 「運転記録証明書」(5年間)が必要になります。本年4月21日以降に、警察署、交番、駐在所にある「運転経歴に係る証明書」にて、郵便局窓口(交付手数料670円)で申請してください。
- (2) ご自宅に「運転記録証明書」が郵送されますので、5月23日(金)までに、免許証とともに交通安全協会窓口(鹿沼警察署)にご持参ください。

■お問合せ 鹿沼地区交通安全協会事務局 電話 0289-62-0390 ※平日9:00～16:00まで

表彰の要件

- ・他の運転者の模範となる運転に心がけていること
- ・過去5年以内(令和2年4月1日以降)に交通法令違反がないこと
※軽微な違反の合計3点以下の場合は除く
- ・数種の運転免許証を有し、最初に取得した免許が「原付」「小特」「二輪車」の場合は、それが免許の取得年月日になります。



交通安全チャリティー蕎麦会を開催

令和7年2月20日(木)に、交通事故被害者の支援を目的とした「交通安全チャリティー蕎麦会」を開催しました。鹿沼そば打ち研究会の手打ち蕎麦300食を振る舞い、その返礼として集まった募金20万869円を「被害者支援センターとちぎ」に寄付させていただきました。
ご協力ありがとうございました。

